

目的

- ・自転車利用者等関係主体への自転車に関する責務を明確化。
- ・道路交通法等の法令にない規定を、条例に設ける。

⇒ 一層の交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る。

⇒ 自転車利用に関連する交通安全啓発の根拠とする。

改正条例の構成

熊本市内での自転車関連事故は、県全体の約2/3を占める。
この条例改正では、熊本県条例の規定を加え、さらに上乗せ規定も設ける。

【現在の規定】

○自転車の放置禁止等

【内容】
放置禁止区域の指定等、自転車の放置の禁止、放置自転車に対する措置、保管した自転車の措置、費用の徴収、自転車駐車場内の措置

【（改正）熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の規定】

○各主体の責務

・自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、学校の長、保護者等、自転車小売業者
【内容】安全な技能及び知識の習得、点検整備、安全利用の確保、安全利用の指導・啓発・情報提供

○自転車保険等への加入促進

・自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等への加入
・自転車小売業者、事業者
【内容】自転車保険等への加入確認
・学校の長、自転車小売業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等の情報提供

【上乗せ規定】

○各主体の責務

・自転車利用者
【内容】ヘルメット着用努力義務、側方反射器材装備
・学校の長の責務
【内容】専修学校、各種学校を追加生徒等に対するヘルメットの着用や安全措置に関する指導、教職員に対する交通安全教育
・高齢者の家族
【内容】安全利用の助言
・事業者の責務
【内容】自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導
・自動車・原付運転者の責務
【内容】自転車の側方を通過する際の通行方法

○自転車保険等への加入促進

・学校長（中学校、高校）
【内容】自転車通学者に自転車保険の加入を確認
・市
【内容】広報・啓発活動

○市における役割

【内容】交通安全教育の推進、自転車利用環境の整備など

条例改正の主なポイント

各主体の責務

【県条例】自転車利用者や市だけでなく、学校、保護者、事業者など自転車利用に関わるすべての主体に責務を規定

【上乗せ規定】自動車・バイクの運転者責務を設ける。

⇒自転車は車道走行が原則であり、自転車との間隔を空けて追い越すなど自転車の安全走行を図る。

ヘルメットの着用

【県条例】保護者が保護する者にヘルメットを着用させる努力義務
高齢者の家族が高齢者にヘルメットを着用させる努力義務

【上乗せ規定】自転車利用者（全年齢層）にヘルメット着用を努力義務化

【上乗せ規定】事業者や学校長にヘルメット着用を含めた安全利用啓発を規定

⇒自転車事故による死亡は、約6割が頭部損傷で最も多く、ヘルメット着用努力義務化により、交通事故での重傷化を防ぐ。

ライトの点灯等

【道路交通法】前照灯・尾灯（反射器材）の点灯義務

【上乗せ規定】自転車利用者に側方反射器材の装備を規定

⇒さらに側方反射器材を装備することで、他者から存在に気付いてもらう効果もあり、夜間での事故防止を図る。

自転車損害賠償保険等への加入促進

【県条例】自転車損害賠償保険等の加入（対人は義務、対物は努力義務）

【上乗せ規定】学校長（中学、高校）に対し自転車通学者への保険加入確認を規定

⇒自転車通学時に加害者になる事例があることから、中学・高校の学校長が加入の有無を確認し、啓発や情報提供に努める。

自転車の安全利用の推進

・熊本市自転車活用推進計画の実施規定を追加

⇒自転車を安全に利用できる道路や駐輪場の整備など、自転車利用環境の向上を図る。また、交通安全教育や安全利用の啓発にも取り組む。

スケジュール

令和3年度							令和4年度			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6	7～9	10～12	1～3
議会報告 (骨子案)	素案作成		議会報告 (素案)	パブ コメ	議案 上程	審議 議決	周知 期間		施行	

条例と推進計画の両輪で、自転車の安全利用を推進する

熊本市自転車3“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～の施策展開

継続事業

自転車走行空間の整備 (乗るbicycle)

自転車ネットワーク計画に沿って、整備を行っており、今後も県道熊本停車場線など、継続して走行空間整備を進めていく。

■整備済み路線



子飼橋通り



建設会館通り

交通結節点等における駐輪場整備 (乗るbicycle)

本年度は西熊本駅や植木駅で整備を行う予定であり、今後も各駅の駐輪場では、自転車利用の増加が見込まれることから、駐輪場の拡大を進めていく。

■令和3年度 整備予定駐輪場



西熊本駅 (拡大予定)



植木駅 (工事中)

サイクリング環境の構築 (良かbicycle)

西区では、まちづくりの一環でサイクリングマップの作成・配布を行っている。また、西区内の店舗において、ロードバイク用サイクルラックの無料貸し出しを実施している。



西区サイクリングマップ サイクルラックの貸出

自転車利用に関する学習の推進 (守るbicycle)

小学生・中学生・高校生向けの交通安全動画を作成し、各学校での利用や家庭での学習に利用している。また、自転車の活用方法や環境、健康など自転車の幅広い好影響について考える学習を行い、自転車利用の理解を深めている。



交通安全動画の一場面



北部中学校での発表の様子

今後実施事業

駐輪環境の確保 (乗るbicycle)

コロナ禍により、中心市街地における収容台数が減少傾向にあることから、今後の駐輪場のあり方について検討を行う。



当時の民間駐輪場



撤退後の様子

駐輪場設備の拡充及び更新 (乗るbicycle)

電動アシスト自転車や子供乗せ自転車、ロードバイクなど車種の多様化に合わせた既存駐輪場の設備改良を進めていく。



ロードバイク用
ラック設置の試行



子ども乗せ自転車
用スペースの確保

シェアサイクルの導入支援 (良かbicycle)

まちなかを快適に移動することを目的に、シェアサイクルの実証実験を令和4年度から開始し、まちなかの回遊性向上を図る。



他都市でのポートの様子

熊本健康アプリ等との連携 (良かbicycle)

自転車移動への転換を促す動機付けとして、現在展開中の「熊本健康アプリ」と自転車移動との連携を図る。



自転車安全利用条例の周知・啓発 (守るbicycle)

今回の条例改正で、各主体の責務、ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の加入等の規定を設け、条例の周知や啓発活動を積極的に取り組んでいく。



熊本市での自転車通勤



啓発活動